

「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行業務仕様書

1 業務の内容

身近な人が亡くなった後のご遺族による介護保険、市税などの手続については、故人によって必要な手続が異なり、中には複雑なものが含まれているため、ご遺族の大きな負担になっている。こうしたことから、ご遺族がどういった手続が必要なのか確認していただき、負担を軽減するために「尼崎市おくやみハンドブック」（以下「冊子」という。）を尼崎市と民間事業者が協働で製作し、納品するもの。

2 冊子の概要

- (1) 冊子の内容          尼崎市のおくやみ手続に関する情報
- (2) 規格                A4 判（中綴じ、横書き、左開き）
- (3) 紙質                カラー印刷に適したもの、かつ耐久性に適したもの
- (4) ページ数・印刷色          30 ページ程度、フルカラー
- (5) その他            広告を掲載する場合は、おくやみに関する広告とし、市内の事業者を優先することとする。また、その掲載割合は全体の 30%以内とする。

3 納品場所等

冊子は 2 回（4 月・10 月発行）に分けて納品することとし、納品場所等は下表のとおりとする。

また、冊子の広告を除いた PDF ファイルを尼崎市が指定した方法により納品すること。

| 納品場所                | 1 回目         |                 | 2 回目         |                 |
|---------------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
|                     | 納品数          | 納品期限            | 納品数          | 納品期限            |
| 尼崎市役所 窓口<br>サービス推進課 | 2,400        | 令和 9 年 3 月 15 日 | 2,700        | 令和 9 年 9 月 15 日 |
| 阪神尼崎サービス<br>センター    | 300          | 令和 9 年 3 月 15 日 | 300          | 令和 9 年 9 月 15 日 |
| JR 尼崎サービスセ<br>ンター   | 400          | 令和 9 年 3 月 15 日 | 400          | 令和 9 年 9 月 15 日 |
| 阪急塚口サービス<br>センター    | 尼崎市役所納品部数に含む |                 | 尼崎市役所納品部数に含む |                 |

※各納品場所の住所

- 尼崎市役所 窓口サービス推進課：尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号
- 阪神尼崎サービスセンター               ：尼崎市開明町 2 丁目 1 番地の 1
- JR 尼崎サービスセンター                ：尼崎市潮江 1 丁目 4 番 5 号（アミシング潮江プラストいきいき 3 階）

#### 4 業務期間

業務期間は、協定書締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

ただし、2 回目の納品確認完了後、30 日以内に、尼崎市及び協定締結事業者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に 1 年間更新することができる。その更新は、2 回まで行うことができ、各年度版（令和 9 年度から令和 11 年度版まで）の冊子作成毎に協定を締結するものとする。

#### 5 配布場所及び配布方法

尼崎市役所市民課及び各サービスセンターに設置し、死亡届受理時に配布する。また、広告を除いた電子データは、尼崎市のホームページに掲載して活用するほか、納品数の配布が完了した後は、尼崎市で印刷し活用する。

#### 6 提案者の経費負担等

本業務に要する一切の経費は、提案者が集める広告により賄うものとし、尼崎市は経費を負担しない。また、提案者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において、本業務を履行すること。

#### 7 行政情報等及び広告の表示並びに提案者の責務

- (1) 広告主及び広告の内容は、「尼崎市広告掲載要綱」及び「尼崎市広告掲載基準」を遵守する。
- (2) 広告主の募集は提案者が行い、その収入は提案者に属する。
- (3) 提案者は、掲載しようとする全ての広告内容について、事前に当該原案を尼崎市に提出し、承諾を得ること。広告の差替えを行う場合も同様とすること。
- (4) 提案者は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決にあたること。
- (5) 広告の内容が「尼崎市広告掲載要綱」及び「尼崎市広告掲載基準」及び関係法令に違反している場合並びに尼崎市役所に配置する広告としてふさわしくないと尼崎市が判断し、広告内容の修正もしくは削除を尼崎市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。  
この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、提案者の責任と負担において対応すること。

#### 8 留意事項

- (1) 提案者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 提案者は、本業務により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。  
なお、本業務の業務期間終了後においても同様とする。
- (3) 提案者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

## 別紙 1

- (4) 本業務の実施により発生した著作権については、原則、尼崎市に帰属させるものとする。  
ただし、提案者が単独で制作する情報及び広告に係る著作権は提案者の帰属とする。
- (5) 本業務において作成した成果品等は尼崎市に帰属するものとする。提案者は、尼崎市の許可なく使用してはならない。

### 9 その他

- (1) 上述した内容は、事業者決定後別途協議し決定する。
- (2) 作成にあたり、全般にわたって尼崎市と連絡、調整しながら行うものとする。
- (3) 校正は、納期毎に計2回（大枠となる叩き台の確認を1回、最終の文字校正を1回）を最低実施回数とする。
- (4) 提案者は、納品日から6ヵ月までの期間において、落丁や乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- (5) 業務の履行に関し、疑義が生じた場合は、尼崎市と提案者が協議のうえ対応を決定する。

以 上